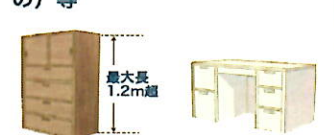


粗大ごみ処理手数料について

・事例1

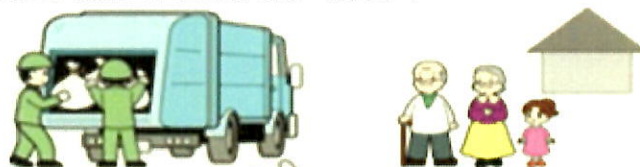
▶ 粗大ごみ処理手数料（例） ※詳しくは、お問い合わせ下さい。

畳・草刈り機・衣装ケース・自転車（18インチ以下）等  500 円（処理券 1 枚）	タンス・食器棚（最大長1.2m以下）・ソファ・自転車（18インチ超）等  1,000 円（処理券 2 枚）	タンス・食器棚（最大長1.2m超）・学習事務机（両袖のもの）等  1,500 円（処理券 3 枚）
--	---	--

・事例2

130円/10kg+収集車両1台につき1,000円（消費税を含む）→令和元年10月1日からは、1台につき1,010円（消費税を含む）に変更になります。

- ・収集時には、家の中に入っての搬出作業はできません。
- ・収集時は、必ず申込者（代理可）が立ち会っていただき、手数料をお支払いください。
- ・60cm未満のごみ（燃えるごみ、資源ごみ（プラスチック製容器包装、ペットボトル、資源びんなど））については、収集できません。それぞれの指定された日、指定された収集場所へお出しください。
- ・事業活動に伴って発生したごみは、収集できません。



○県内市の状況

伊賀市	200 円／1 点
津市	未実施
四日市市	1,100 円／1 点
伊勢市	1,010 円／回+130 円／10 kg
松阪市	未実施
桑名市	300 円／1 点または、600 円／1 点
鈴鹿市	200 円／1 点
名張市	200 円／1 点
尾鷲市	未実施
亀山市	未実施
鳥羽市	離島のみ実施(運搬費用は排出者が海運業者へ確認)
熊野市	2,090 円／回+31 円／kg
いなべ市	未実施
志摩市	1 点につき 1,500 円を超えない範囲において規則で定める